

2027年度 早稲田大学法科大学院
法学既修者試験 論述試験
商 法
(評価のポイント)

【評価のポイント】

〔設問1〕

設問1は、本件新株発行の差止めを請求する株主の主張およびその主張の当否について論じることを求める問題である。

まず、設問の令和7年7月20日は、本件新株発行の効力発生日（会社法209条1項1号）の前であるので、本件新株発行は株式の発行の差止め（会社法210条）の対象になることを指摘する必要がある。

本件新株発行の差止事由の主張としては、①株主総会の特別決議を欠く有利発行（会社法210条1号）であるという主張、および、②不公正発行（同条2号）であるという主張が考えられる。

前者①の株主総会の特別決議を欠く有利発行であるという主張については、まず、有利発行の規制の趣旨について、第三者に対する有利発行により既存の株式の経済的な価値が低下するので、公開会社でも有利発行には株主総会の特別決議が必要であること（会社法201条1項、199条3項）を指摘する必要がある。

そのうえで、本件新株発行は1株あたりの株式の評価額が10万円であるのに払込金額は5万2000円であるので有利発行にあたるという主張、株主総会の特別決議を欠くために差止事由（会社法210条1号）にあたるという主張、および、Bが受けるおそれがある不利益（会社法210条柱書）（株式の経済的な価値の低下）についての主張を述べたうえで、それらの主張の当否を論じることが求められる。

後者②の不公正発行の主張については、まず、既存の株主の持株比率が低下することによる公開会社における不公正発行の規制について、判例法では主要目的ルールがとられていること、および、その主要目的ルールの内容を指摘する必要がある。

そのうえで、本件新株発行は不公正発行にあたるという主張、および、Bが受けるおそれがある不利益（会社法210条柱書）（持株比率の低下）についての主張を述べたうえで、それらの主張の当否を論じることが求められる。主張の当否のその結論はどちらでもありうると考えられるので、説得力をもって論じることが求められる。

〔設問2〕

設問2は、本件新株発行の無効を求める株主の主張およびその主張の当否について判例の立場を踏まえつつ、論じることを求める問題である。

まず、設問の令和7年8月20日は、本件新株発行の効力発生日（会社法209条1項1号）の後であるので、本件新株発行について株式発行無効の訴え（会社法828条1項2号）をもって無効を主張しなければならないことを指摘し、さらに、株式発行無効の訴えの提訴期間（会社法828条1項2号）内であることを指摘する必要がある。

そして、公開会社による株式発行の無効事由について、「新株発行に関する事項の公示（…）」は、株主

が新株発行差止請求権（…）を行使する機会を保障することを目的として会社に義務付けられたものであるから（…）、新株発行に関する事項の公示を欠くことは、新株発行差止請求をしたとしても差止めの事由がないためにこれが許容されないと認められる場合でない限り、新株発行の無効原因となると解するのが相当であ(る)」(最三小判平成9年1月28日民集51巻1号71頁)とする判例法理の内容を指摘する必要がある。

そのうえで、本件新株発行には、うえの判例法理による無効事由があるという主張を述べたうえで、その主張の当否について、本件新株発行には差止事由はないという甲社の主張は認められないことを論じることが求められる。本件新株発行の差止事由(とくに会社法210条2号の事由)の有無については、設問1の結論との整合性が求められる。

本問は、公開会社による新株発行の規制の基本的な内容を問う問題であり、新株発行の規制についての基本的な理解を確実に身につけておくことが求められる。

以上